環境部 増刊号

2023年保存版

① 空き家の管理ついて
② ゴミの捨て方について
③ ご自宅の管理について

① 空き家の管理について

「横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例」が令和３年８月から施行されました。

ご存じでしたか？？

〇空き家の所有者（管理者、相続人を含む）は、空き家を適切に管理する責任があります。

〇空家等には、敷地内の樹木なども含まれます。建物と併せて樹木も適切に管理してください。

〇外壁の剥離などにより身体に重大な危険が迫っているときには、行政が応急的に危険を回避する措置をすることができます。

〇空家等対策の推進に関する特別措置法の勧告を受けた土地は、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除かれるため、固定資産税が上がる可能性があります。

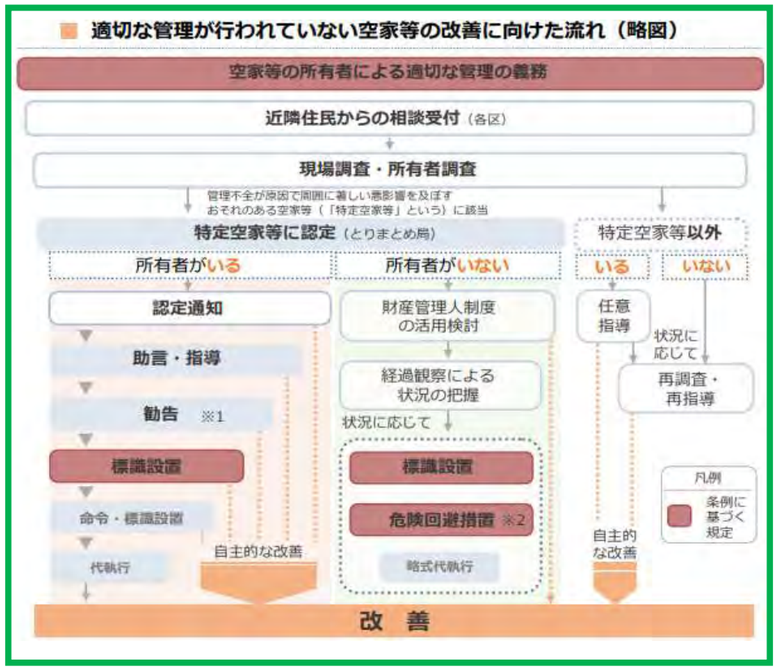

居住者異動届を提出してください

居住者が長期間不在になる場合や、空き家となる場合、管理する方と連絡がとれるように、必ず届け出を提出してください。詳しくは、各班長へ問い合わせてください。

③ ご自宅の管理について

お庭の草木の剪定のお願い！！

みなさん、お庭の草木の手入れを行っていますか？この夏に成長した草木のお手入れがされず、道路にはみ出して、歩行者や車の通行の妨げになっていませんか？？事故につながる恐れがあるため、きちんと剪定を行いましょう！事故が起きてからでは遅いですよ！！みなさんで、住みよい町にしていきましょう！！

試してみてください！

〇　雑草の除去について　〇

近頃、お酢の除草剤が市販されています。動物や人体には影響が少ないことから、近隣への影響が少なく、噴霧器などで体に負担なく散布できます。（自宅などご自分で管理しているところに限ります。）ただし、ご自分のお酢で除草剤を作る場合、散布後、においが出る場合があります。また、金属やコンクリートは腐食してしまう場合がありますのでかからないようにしましょう。

近隣の空き家等でお困りの方は、相談内容に応じて以下の区担当部署に連絡してください。

相談内容	具体的な相談事項	区担当部署
建物に関すること	空き家の屋根、外壁、門扉などの一部が剥離、傾斜、破損が生じている。	区制推進課 045-847-8319
火災に関すること	空き家への侵入により、放火や火遊びの恐れがある。	港南消防署 045-844-0119
防犯に関すること	空き家への侵入により、犯罪や非行につながる恐れがある。	地域振興課 045-847-8391 ※緊急の場合は警察へ
ゴミに関すること	空き家の敷地にゴミが放置されている。	地域振興課 045-847-8398
衛生害虫等に関すること	空き家がハチ・ねずみなどの住みかとなっている。	生活衛生課 045-847-8445
隣地側への樹木の繁茂	空き家の敷地の樹木が、隣家の外壁などを傷つけている。	区制推進課 045-847-8319 ※道路側は港南土木事務所へ 045-843-3711

② ゴミの捨て方について

自治会回収は自治会の収入となります。
みなさんご協力ください！

曜日	品目			出し方・注意点		収集者
月曜日	古紙 ※雨天時回収OK	新聞紙・折り込みチラシ		・新聞と折り込みチラシは一緒にする。 ・四つ折りにして十字にしばる。		自治会
		雑誌・雑紙	雑誌	・月刊誌、週刊誌、マンガ本、専門誌など ・付録などのDVDは取り除く。	大きさを揃えて十字に縛る。	
			紙箱	・菓子、靴、衣類、ティッシュ、ラップ等の紙箱 ・セロハン、ビニール、布など紙以外は取り除く		
			包装紙	・包装紙など ・粘着テープやあて名などのカーボン紙は除く		
			紙袋	・店舗の紙袋など。 ・ビニール製の手提げひもは取り除く。		
			OA紙	・パソコンなどの用紙、印刷物。 ・感熱紙（FAX用紙など）は除く		
			チラシ類	・ダイレクトメールなどのチラシ、パンフレット。 ・ビニール製の袋は除く。		
		ダンボール		・折りたたんで十字に縛る。 ・アルミコーティングやワックス加工されたものは除く。		
		紙パック		・牛乳などの500ml以上の紙パックが対象。 ・水洗いして乾燥、大きさそろえ十字に縛る。 ・中がアルミコーティングされたものは除く。		
	古布 ※雨天時回収NG			・洗濯し半透明の袋に入れて出す。 ・汚れているもの、破れているものは除く。 **※濡れるとリサイクルできないため、雨の日は出さないでください。**		
火曜日	燃やすゴミ			・台所で出る生ゴミ、紙くずや布切れ、木屑、庭木の小枝など。 **※カラスにゴミを荒らされないよう、生ゴミは袋の中心へ。** ・ビデオテープ、おもちゃ、ライターなどのプラスチック製品。 ・小型家電（主にプラスチックでできている50cm未満のもの） ・リサイクルに支障をきたす紙（アイスクリームなどの紙製品）		横浜市
	燃えないゴミ			・ガラス類、陶器類、蛍光灯、化粧品などのびん。（飲料除く） ・プラスチックのキャップはプラスチック容器へ。（水曜日） ・購入時の箱や新聞紙に包み、品名を表示する。		
	スプレー缶			・スプレー缶（殺虫剤、カートリッジ式ガスボンベなど） ・プラスチック製のキャップはプラスチック製容器包装へ **※穴あけ不要です。火気のないところで中身を出し切る。**		
	乾電池など			・マンガン・アルカリ電池、コイン電池（CR・BRのみ） ・使い切りの電池が対象です。 ・バッテリーの取外せない充電式小型家電は袋を別にして出す。 ・燃やすごみとは別にして中身が確認できる袋に入れる。 **×出してはいけないもの：ボタン電池、リチウムイオン電池（回収協力店へ）**		

曜日（品目）	分別	出し方・注意点	収集者
水曜日	プラスチック製容器包装	・プラ マークのある品目がすべて対象です。 ・ボトル類、チューブ類、カップ・パック類、トレイ類、ネット類、キャップ類、ポリ袋・ラップ類、緩衝材類（発砲スチロールなど） ・中身を残さないようにして中を軽くすすぐ。 ・プラスチック以外の部分（金属、紙類）は外す。 ・ハサミで切ったり、潰したりして容積を減らす工夫をする。 ・容器包装とは…商品を入れたものや、包んだもので中身の商品を取り出したあと不要になるものをいう。 **×出してはいけないもの：プラスチック製品、CD、おもちゃ、洗面器など→燃やすゴミへ**	横浜市
木曜日 カン	アルミ缶	・中身を洗って缶は潰す。 ・中身が確認できる半透明の袋に入れる。 **※木曜日にアルミ缶を出すと自治会の運営資金が増えます。アルミ缶は木曜日に出すようご協力をお願いします。**	自治会
金曜日 ビン ペットボトル 金属	缶・びん・ペットボトル	・食べ物や飲み物が入っていた缶とガラス瓶など。 ・飲み物、酒、酢、みりん、しょうゆなどが入っていたPET表示のあるペットボトル。 ・**缶は潰さない**、ペットボトルは潰す。 ・キャップ、ラベルは外してプラスチック製容器包装へ。 **×出してはいけないもの：ペンキ缶→小さな金属類へ、化粧品・薬品（飲み薬除く）のびん→燃えないごみへ**	横浜市
	小さな金属類	・30㎝未満の金属製品 （主なもの）なべ、やかん、トースター、ペンキ缶、刃物類、かさの骨、ワイヤーハンガー、炊飯器の内窯など。 ・なべなどは取っ手を含まず、直径で測ります。 ・刃物など危ないものは、厚紙などに包み品名を表示する。それ以外のものはそのまま出す。	
土曜日 もえる	燃やすゴミ	・台所で出る生ゴミ、紙くずや布切れ、木屑、庭木の小枝など。 **※カラスにゴミを荒らされないよう、生ゴミは袋の中心へ。** ・ビデオテープ、おもちゃ、ライターなどのプラスチック製品。 ・小型家電（主にプラスチックでできている50cm未満のもの） ・リサイクルに支障をきたす紙（アイスクリームなどの紙製品）	横浜市
	燃えないゴミ	・ガラス類、陶器類、蛍光灯、化粧品などのびん。（飲料除く） ・プラスチックのキャップはプラスチック容器へ。（水曜日） ・購入時の箱や新聞紙に包み、品名を表示する。	
	スプレー缶	・スプレー缶（殺虫剤、カートリッジ式ガスボンベなど） ・プラスチック製のキャップはプラスチック製容器包装へ **※穴あけ不要です。火気のないところで中身を出し切る。**	
もえない	乾電池など	・マンガン・アルカリ電池、コイン電池（CR・BRのみ） ・使い切りの電池が対象です。 ・バッテリーの取外せない充電式小型家電は袋を別にして出す。 ・燃やすごみとは別にして中身が確認できる袋に入れる。 **×出してはいけないもの：ボタン電池、リチウムイオン電池（回収協力店へ）**	

粗大ごみ	・家庭から出されるもののうち、一番長い辺が金属製品で３０㎝以上のもの、それ以外で５０cm以上のものを事前申し込みにより、有料で収集しています。 ・申し込みは、0570-200-530または045-330-3953（携帯電話から）へ。 ・インターネットからでも申し込みできます詳しくは横浜市HPへ。→ → →